



HamamatsuKosaiToyohashi Road

浜松湖西豊橋道路

〈静岡県区間〉

環境影響評価方法書のあらまし

令和6年7月

静岡県
浜松市

01 事業概要

》はじめに

浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約 26km の道路であり、三ヶ日ジャンクションと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道 23 号）等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。

この道路のうち、静岡県区間である三ヶ日ジャンクションから静岡県・愛知県県境までの延長約 13km を、必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者（静岡県、浜松市）が、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。

この「あらまし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書」の概要を示したものです。



》事業の目的

本事業は、三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与する事を目的としています。

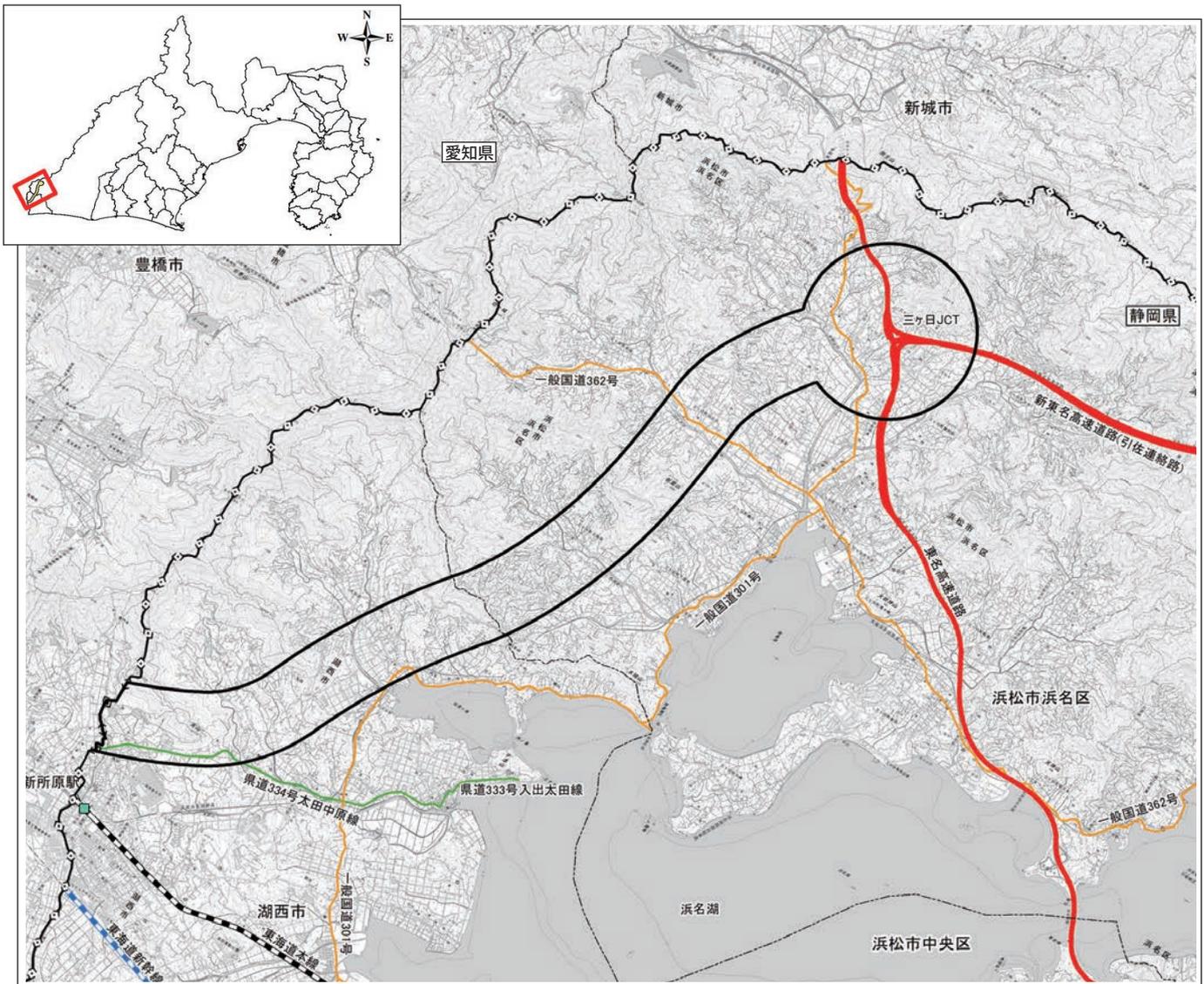
<p>物流 速達性、定時性の向上による物流支援</p> <p>三河港と高速道路 IC を結び時間短縮が見込まれ高速道路へのアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞等を回避し定時性に寄与します。</p>	<p>防災 災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送</p> <p>津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の確実性に寄与します。</p>
<p>観光 広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進</p> <p>豊橋・三河港地域と他の地域の主要な観光圏域の相互アクセス性の向上が見込まれ、観光地間の移動がしやすくなります。</p>	<p>事故 生活交通の安全な走行環境</p> <p>現道の幹線道路や市街地からの大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。</p>

都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称	（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）※
都市計画決定権者の名称	静岡県 浜松市
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
起終点	起点：静岡県浜松市 終点：静岡県と愛知県の県境
規模	延長：約13km
車線の数	4車線
設計速度	80km/h
構造の概要	地表式、掘割式、嵩上式及び地下式

※都市計画道路名としては仮称となります。

都市計画対象道路事業実施区域の位置

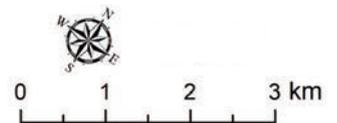


凡例 測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 45 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

○ 都市計画対象道路事業実施区域 ※ 当該事業により土地の形状の変更並びに工物の新設及び増改築が想定される範囲。

◇ 県境

--- 市町村界



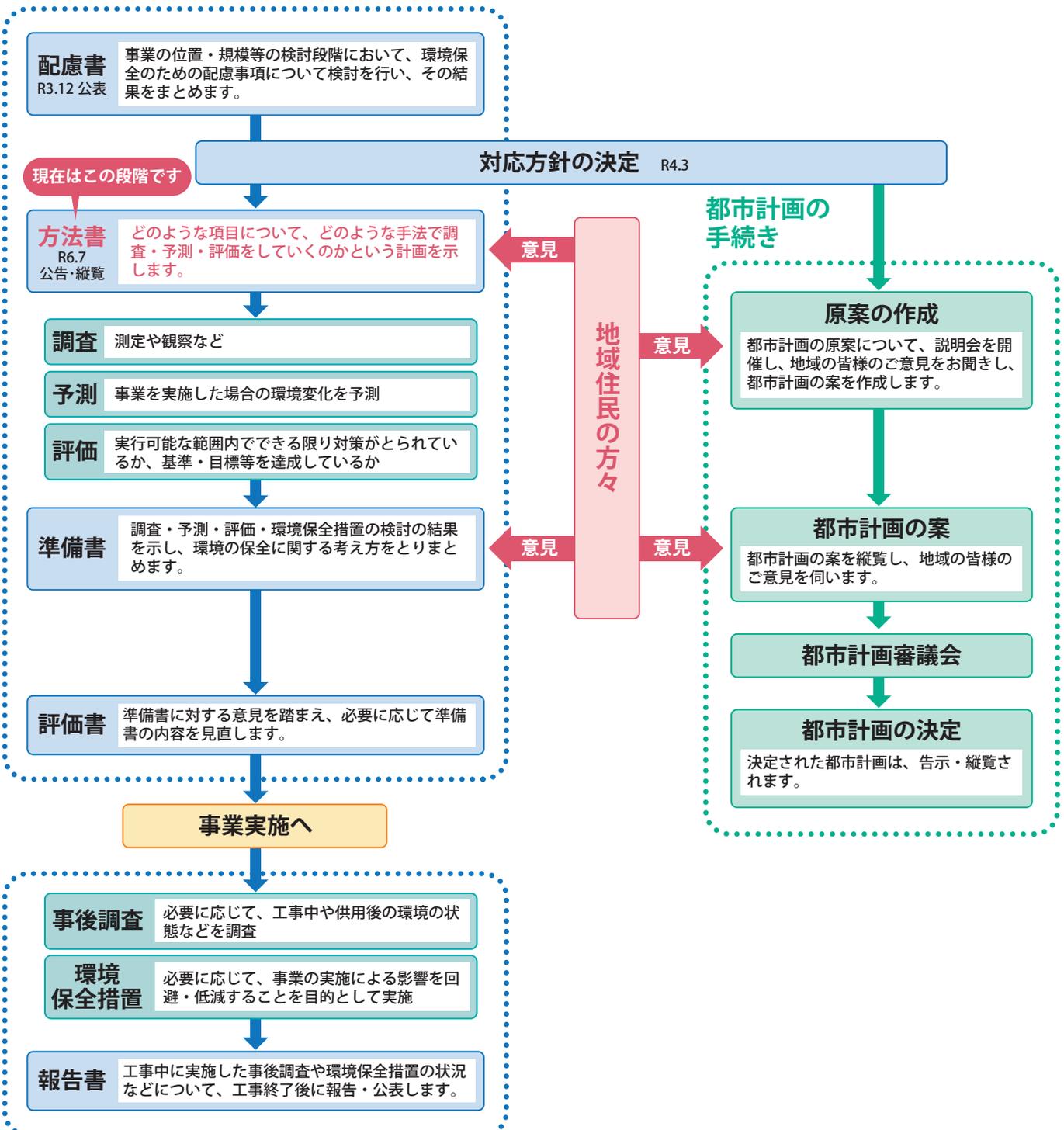
02 手続きの流れ

環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

本事業では、これまでに環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書を作成し、令和3年12月に公表しました。その後、計画段階評価の手続きにおいて、豊橋市街地と二川市街地の中間を通過する【西側ルート】を対応方針として決定しました。

今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書手続きにより地域の皆様等からの意見も踏まえて決定した項目・手法で調査・予測・評価を実施していくとともに、都市計画手続きにおいては、地域の皆様等からの意見も踏まえて原案の作成を進めていきます。

環境影響評価の手続き

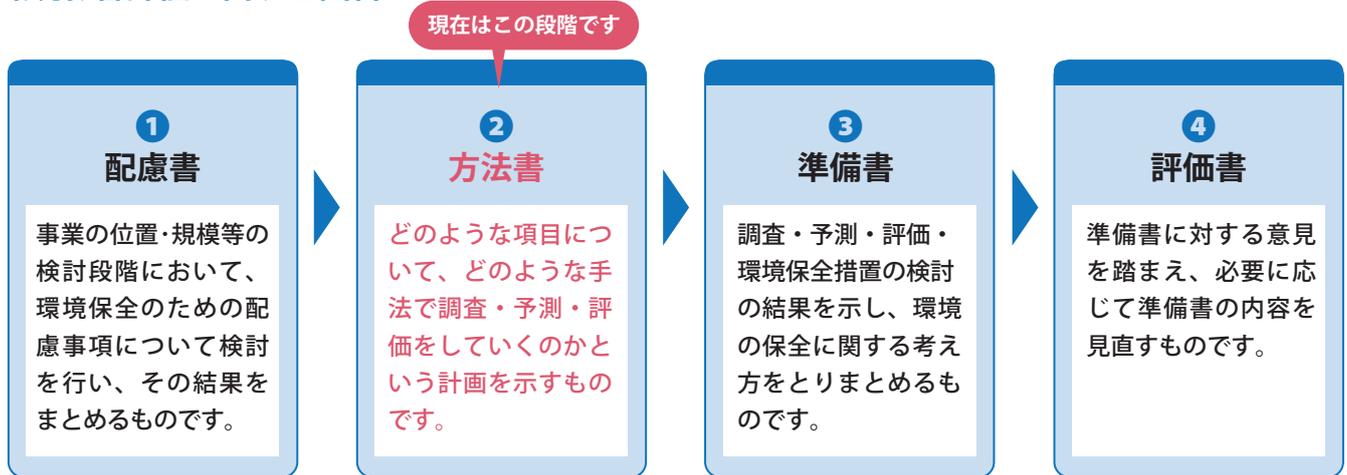


03 環境影響評価方法書とは

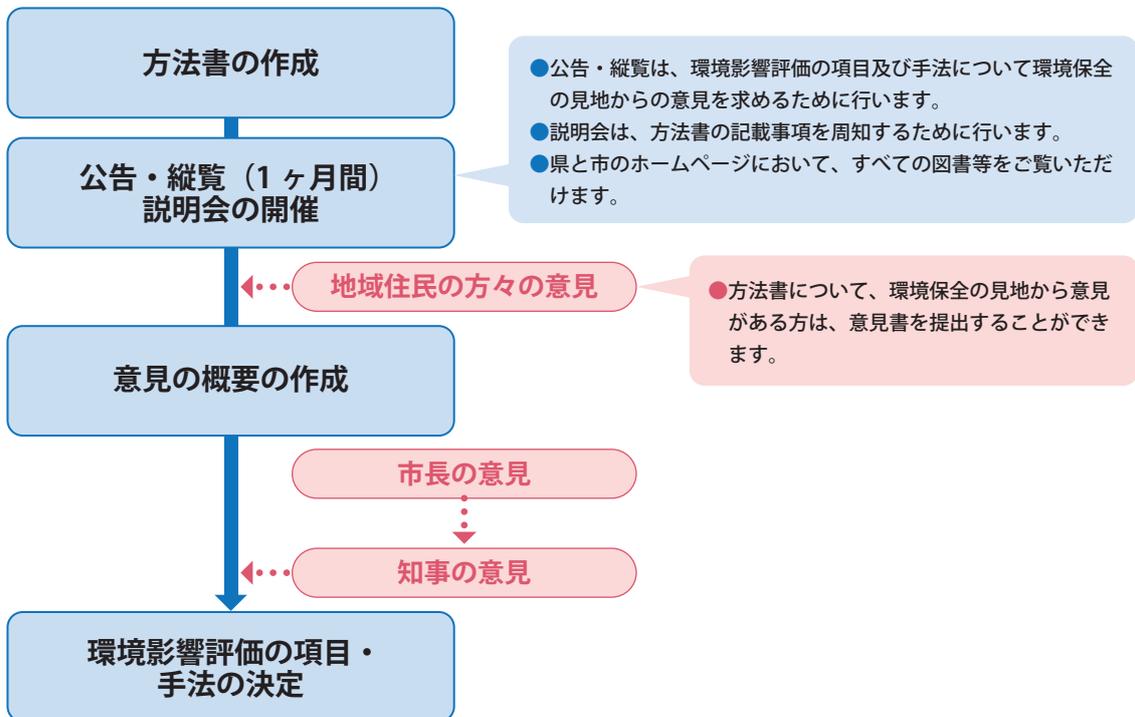
環境影響評価（環境アセスメント）とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、より良い事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書



環境影響評価の項目・手法の決定までの流れ



04 浜松湖西豊橋道路 環境影響評価方法書の内容

》 地域の概要（調査区域の地域特性）

事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ●大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、一般環境大気測定局2局で調査が行われており、すべての測定局で環境基準を達成しています。 ●騒音については、一般環境騒音では環境基準を達成しており、道路交通騒音では測定を実施しているすべての地点で環境基準を下回っています。なお、振動については、調査区域において測定は行われていません。 ●動物・植物については、環境省や静岡県等のレッドリスト等に該当する重要な種が、動物では哺乳類26種、鳥類111種、両生類14種、爬虫類8種、魚類56種、昆虫類156種、底生動物34種、クモ類8種、陸産貝類47種、植物では638種確認されています。また、動物の注目すべき生息地が4箇所、植物の重要な植物群落等が28件存在します。
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の土地利用現況としては、建物用地、山林、畑・その他農用地が同程度の割合を占めます。 ●主要な道路としては、東名高速道路、新東名高速道路（連絡道）、国道301号、国道362号等があります。 ●周囲には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が、多数分布しています。

》 環境影響評価の項目

浜松湖西豊橋道路に係る環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を踏まえて以下の通り選定しました。

環境要素の区分				影響要因の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
						建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	切土工等又は既存の工作物の除去	設置	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事、トンネル工事の実施	掘削工事、トンネル工事の存在	道路（地上式）の存在	道路（地下式）の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○									○	
			浮遊粒子状物質	○	○										
		騒音	騒音	○	○										○
			振動	振動	○	○									○
	水環境	水質	水の濁り				○								
			地下水の水位	地下水の水位						○	○		○		
			河川	河川の変化						○	○		○		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○				○			
その他の環境要素		日照障害									○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○				○	○		○	○				
	植物	重要な種及び群落					○	○		○	○				
	生態系	地域を特徴づける生態系	○				○	○		○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○				○				
	文化財						○				○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○										
	地球環境	温室効果ガス		○											

○：環境影響評価を行う項目

調査・予測の手法

環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は、次のとおりです。調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査の手法	予測の手法等	影響要因
大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度）：大気の汚染に係る環境基準に規定される測定方法	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測	工事の実施 道路の供用
粉じん等	気象の状況：地上気象観測指針による観測方法	事例の引用または解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測	工事の実施
騒音	騒音の状況（騒音レベル）：騒音に係る環境基準に規定される測定方法等	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測	工事の実施 道路の供用
振動	振動の状況（振動レベル）：振動規制法施行規則に規定される測定方法等	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測	工事の実施 道路の供用
低周波音	住居等の位置：現地踏査による目視	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測	道路の供用
水質（水の濁り）	水質の状況（浮遊物質の濃度、濁度）：水質汚濁に係る環境基準に規定される測定方法等 水象の状況（流量、流速）：「水質調査方法」等に規定される方法等	類似事例を用いて推定する方法により水の濁りの程度を予測	工事の実施
地下水の水位	地下水の状況：地下水位、湧水量の観測調査等を実施	事例の引用または理論的解析により地下水位、湧水量を予測	工事の実施 道路の存在
河川（河川の変化）	河川の流量、湧水の分布の状況：河川流量、湧水量の観測調査等を実施	事例の引用または理論的解析により河川流量、利水及び水面利用等への影響の程度を予測	工事の実施 道路の存在
地形及び地質（重要な地形及び地質）	重要な地形及び地質の分布の状況：重要な地形及び地質の特性や変化を現地踏査により目視	土地の改変範囲と重要な地形及び地質の分布範囲の重ね合わせにより重要な地形地質の変化を予測	工事の実施 道路の存在
日照障害	土地利用及び地形の状況：現地踏査による目視	日影図の作成により構造物による日影を予測	道路の存在
動物（重要な種及び注目すべき生息地）	動物相及び重要な種等の状況：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、個体の採取等の各動物に応じた方法等	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
植物（重要な種及び群落）	植物相及び植生、重要な種等の状況：個体の目視や採取等の方法等	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
生態系（地域を特徴づける生態系）	動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況：「動物」「植物」に同じ	注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系等に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況：写真撮影等	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法による変化の程度を予測	工事の実施 道路の存在
人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況等：写真撮影等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測	工事の実施 道路の存在
文化財	文化財及び文化財の周囲の状況：既存資料調査及び現地踏査による目視	対象事業の計画をもとに文化財の消滅の有無及び改変の程度を予測	工事の実施 道路の存在
廃棄物等	既存資料調査を基本とする	事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	工事の実施
地球環境（温室効果ガス）	既存資料調査を基本とする	工事の実施に伴う温室効果ガスの発生量を予測	工事の実施

評価の手法

●回避又は低減に係る評価

事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価します。

●基準又は目標との整合性の検討

法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。

05 縦覧等について

「環境影響評価方法書」の縦覧について

縦覧期間 令和6年7月19日(金)～8月19日(月)[土曜・日曜及び祝日を除く]
午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

- 静岡県交通基盤部都市局都市計画課
- 浜松市都市整備部都市計画課
- 浜松市環境部環境政策課
- 浜松市三ヶ日支所
- 湖西市都市整備部都市計画課

インターネットによる公表

- 静岡県都市計画課ホームページ
<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1040486/1029708.html>
- 浜松市都市計画課ホームページ
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>

※ホームページ上では、期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧可能です。



▲静岡県



▲浜松市

「意見書」の提出について

方法書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

01. 提出期限 令和6年9月2日(月)必着

02. 提出先

- ① 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課
- ② 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 都市整備部 都市計画課
- ③ 〒431-0492 湖西市吉美3268番地 湖西市役所 都市整備部 都市計画課

※郵送の場合は上記①～③のいずれかに提出ください。
※持参の場合はすべての縦覧場所で提出することができます。

03. 提出方法

- 郵送又は持参による書面での提出
- 静岡県ふじのくに電子申請サービスによる提出
https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12124
- 電子メールによる提出(浜松市)
toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



▲電子申請

04. 意見書に記載が必要な事項

- A. 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- B. 意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書」と記載)
- C. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含めて日本語で記載してください。)
※意見書については、指定の様式はございませんが、縦覧場所や県・市ホームページより参考様式をご利用いただけます。

このパンフレットについての問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
☎ 054-221-3204
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003451/1003588/1029681.html>



浜松市都市整備部都市計画課都市計画グループ

〒430-8652
浜松市中央区元城町103番地の2
☎ 053-457-2644
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/toshisebi/kekaku/index.html>

